

金融内部監査士

継続的専門能力開発制度（CPE）ガイドライン 2010年 6月15日改定

2026年 4月 1日改定

一般社団法人日本内部監査協会

『金融内部監査士』の資格を有する者は、内部監査業務のプロフェッショナルとしての能力の維持・向上を図るため、この継続的専門能力開発制度（Continuing Professional Education/CPE）にもとづき、所定の期限内に20CPE単位の履修をしなければなりません。CPE活動によりその能力の維持・向上を図ることは、『金融内部監査士』に課せられた責務であり、ここに定められる要件を満たさない場合は、金融内部監査士の称号を使用することはできません。

なお、虚偽の申告がなされた場合は、資格取り消しの対象となる場合があります。

【金融内部監査士ガイドライン 目次】

I. 資格維持に必要なCPE単位数

II. CPEの対象となる活動

1. 基本原則

2. 認定の条件

3. CPE活動のカテゴリ

カテゴリⅠ：集合研修

カテゴリⅡ：自己学習

カテゴリⅢ：執筆

カテゴリⅣ：行事参加

カテゴリⅤ：講演

カテゴリⅥ：他試験合格

カテゴリⅦ：IIA個人会員登録

III. CPE活動の報告方法

1. CPE活動の報告期限

2. 提出方法と証明書類

3. CPE報告書への記入事項

4. 履行証明書の発行

IV. 監査

I. 資格維持に必要なCPE単位数

初回は認定年を含む4年目の3月31日までに**20CPE単位**の取得が必要です。

その後は、**2年毎に20CPE単位**の取得が必要となります。

CPE報告により、その能力の維持・向上を図ることは、「金融内部監査士」に課せられた責務であり、報告されなかった場合（単位不足や提出忘れを含む）は、その資格を失うものとします。

なお、不正使用された場合は、資格認定取り消しの対象となります。

- * 金融内部監査士とCFSAの両方の資格を認定されている場合には、CFSAの資格更新手続きを行うことにより、金融内部監査士のCPE単位を充たしたとされます。CFSAの[CPEガイドライン](#)については、日本内部監査協会のホームページより参照ください。

II. CPEの対象となる活動

1. 基本原則（下記のテーマに沿った活動がCPE単位として認められます）

監査、会計、金融、証券、保険、経営、経済、法律、コンピュータ、マーケティング等の資格保持者各自における職種・業種の専門分野に関するテーマのもの。

2. 認定の条件

CPE報告書に記入するCPE活動と認定されるには、集合研修においては、**開催日時・場所・講師・研修テーマ**が明確で、参加証・修了証明書等が発行される場合、その他の活動では参加・関与を書面で証明できる場合とします。

3. CPE活動のカテゴリ

CPE活動は下記の7つのカテゴリに分けられます。カテゴリにより単位の上限が決められています。

- ◆ カテゴリⅠ：集合研修（上限：20CPE）
- ◆ カテゴリⅡ：自己学習（上限：10CPE）
- ◆ カテゴリⅢ：執筆（上限：20CPE）
- ◆ カテゴリⅣ：行事参加（上限：10CPE）
- ◆ カテゴリⅤ：講演（上限：10CPE）
- ◆ カテゴリⅥ：他試験合格（上限：20CPE）
- ◆ カテゴリⅦ：IIA個人会員登録（上限：10CPE）

< CPE 活動内容のカテゴリの詳細 >

◆ カテゴリⅠ：集合研修 最大20CPE単位が「集合研修」カテゴリで認められます。

「集合研修」とは、以下に示された組織が主催する正式な専門的教育・職能開発プログラムの受講・参加のことを指します。社外研修会・公式な社内研修会等は、CPE活動と認定されるに相応しい内容であることが求められます。研修・講習会のプログラムが次の内容を含むことをご確認ください。

| 主 催 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 日本内部監査協会 (IIA-Japan) | 1) 専門職としての能力の向上に役立つこと 2) プログラム修了後の知識や能力の水準・目的の設定が明確であること 3) 個々の水準を高めるように開発された内容のものであること 4) プログラムの内容が現在に対応したものであること 5) プログラムを履修したことが、参加証や修了証明書等の書面により確認できること |
| IIA (内部監査人協会) | |
| 他の公共団体・専門団体・企業など | |
| 公式社内研修会 (社内会議は対象外) | |

集合研修カテゴリにおける取得CPE単位の計算方法は以下の通りです。

1CPE単位 = 50分 (小数点第一位まで算出可能)

- ・ 100分の講座 = 2.0CPE単位
- ・ 120分の講座 = 2.4CPE単位
- ・ 30分の講座 = 0.6CPE単位

一般社団法人日本内部監査協会 (IIA-Japan) の研修会は、上記の計算方法によるCPE単位が適用されません。

日本内部監査協会主催の研修会のCPE単位は、日本内部監査協会のホームページの事業予定表 (<https://www.iiajapan.com/leg/training/>) でお知らせしております。

日本公認会計士協会が主催する監査関連の集合研修・その他の公共団体、専門団体、企業などが主催する集合研修、公式な社内研修により取得された場合も、CPE単位としてカウントすることができます。

◆ カテゴリⅡ：自己学習 最大10CPE単位が「自己学習」カテゴリで認められます。

CPE基本原則 (Ⅱ-1 参照) に掲げたテーマの専門図書や専門誌掲載論文の読書のほか、通信教育の受講などにより、新たな知識等を修得することをいいます。eラーニングによる研修も、修了証明書が発行された場合のみCPE単位を報告することができます。

自己学習カテゴリにおける取得CPE単位の計算方法は以下の通りです。

1CPE単位 = 50分 (小数点第一位まで算出可能)

- ・ 単位の時間は、原則として、書籍や専門誌等の読書に要した時間の合計とします。
- ・ ただし、書籍1冊につき取得できる単位の上限は5CPE単位とします。

受講期間が1ヶ月以上の通信教育・eラーニングは、1講座につき次の通りとなります。

- 受講期間1ヶ月以上～3ヶ月以下 = 8CPE単位
- 受講期間3ヶ月を超えるもの = 10CPE単位

通信教育・eラーニングの履修の場合は、主催者の発行する修了証明書を報告時から3年間保管してください。

◆ **カテゴリ III：執筆** 最大20CPE単位が「執筆」カテゴリで認められます。

「執筆」とは、日本内部監査協会（IIA-Japan）が発行する機関誌「月刊監査研究」や専門分野の雑誌への記事の掲載、研究論文、書籍のことを指します。また、IIA国際本部発行の機関誌「Internal Auditor」や各種資料などの海外文献を翻訳し、雑誌などに掲載されることもこれに該当します。執筆カテゴリにおける取得CPE単位は以下の通りです。

| 執筆分類 | 取得CPE単位 |
|------|----------|
| 記事 | 15 CPE単位 |
| 研究論文 | 20 CPE単位 |
| 書籍 | 20 CPE単位 |

※ 自らが執筆担当された部分のみが対象となるため、共著の場合、CPE単位は分与されます。

◆ **カテゴリ IV：行事参加** 最大10CPE単位が「行事参加」カテゴリで認められます。

「行事参加」とは日本内部監査協会（IIA-Japan）が主催・企画した行事などへの参加・活動のことを指します。例えば、日本内部監査協会の委員会、IIAの委員会などがこれに該当します。行事参加カテゴリにおける取得CPE単位は、参加時間50分毎に1CPE単位を基準としますが、行事の内容により付加されることもあります。

◆ **カテゴリ V：講演** 最大10CPE単位が「講演」カテゴリで認められます。

「講演」とは日本内部監査協会（IIA-Japan）や他の公共団体・専門団体・企業が主催する正式な研修会・会議において講演を行うことを指します。

講演カテゴリにおける取得CPE単位の計算方法は以下の通りです。

準備および講演時間50分毎に1CPE単位（小数点第一位まで算出可能）

| 講演区分 | 取得CPE単位 |
|--------|--------------------------|
| 新規の講演 | 講演時間 + (講演時間 × 3 = 準備時間) |
| 同内容の講演 | 講演時間のみ |

例) 新規の講演で、講演時間2時間の場合：

講演時間（2時間）の3倍を準備時間とみなし、CPE単位として加算

講演時間（2時間）+ 準備時間（2時間 × 3）= 8時間

∴ 9.6CPE単位が認められます。

※ 数名で行う講演に関しては、自らの講演担当部分のみで換算してください。

◆**カテゴリ VI：他試験合格** 最大20CPE単位が「他試験合格」カテゴリで認められます。

監査、会計、金融、証券、保険、経営、経済、法律、コンピュータ、マーケティングに関する資格に合格することを指します。

※ 監査人としての専門能力開発に貢献する資格については対象となります。ご報告をされる資格が要件を満たすかどうかの判断および実証は資格保持者ご自身でお願いいたします。

他試験に合格した場合、以下の通りCPE単位が認められます。

| 合格区分 | 取得CPE単位 |
|---|---------|
| 会計・監査関連の資格試験の合格（または資格認定） 例：CIA、公認会計士、USCPA、不正検査士など | 10CPE単位 |

注) 試験合格によるCPE単位を報告された場合、該当の資格取得にあたり参加された研修・講習会のCPE単位を合わせて報告することはできません。

また、複数Partで構成されている資格については、全てのPartに合格（または資格認定）された時点でCPE単位として報告することができます。

◆ **カテゴリ VII：IIA個人会員登録**

最大10CPE単位（2年分）が「IIA個人会員登録」カテゴリで認められます。

「個人会員登録」とは日本内部監査協会（IIA-Japan）の「IIA個人会員」として登録することを指します。「IIA個人会員」に入会すると、日本内部監査協会（IIA-Japan）発行の機関誌「月刊監査研究」もしくはIIA国際本部発行の機関誌「Internal Auditor」（隔月刊：英語版のみ）を購読することや、IIA、および日本内部監査協会（IIA-Japan）が主催する年間行事への参加も可能となります。

ご入会時に5CPE単位が付与され、1年毎に更新された際は、更新時に5CPE単位が付与されます。なお、法人会員としてのご入会に対しては、CPE単位の付与はありません。

※ 金融内部監査士資格を保有し、且つ個人会員に登録されている方につきましては、個人会員入会時・更新時にCPE単位が付与されますので、月刊監査研究及びInternal Auditorの閲読と月刊監査研究学習プログラムの受講に対するCPE単位は付与されません。

III. CPE活動の報告方法

1. CPE活動の報告

初回の報告は、資格認定日の属する年を1年目として4年目の3月31日です。

対象期間の末日3月31日までに、所定の単位を取得するものとします。

3月31日を2年間の区切りとし、以後2年毎にその繰り返しとなります。

単位の取得、CPE報告期限、証明書類は自己管理を基本とし、その届出も自己報告制度となります。

CPE報告期限に関する当会からの通知はありませんのでご注意ください。

例) 2025年10月25日に「金融内部監査士」に認定された場合

| | CPE対象期間 |
|-----|------------------------|
| 初回 | 2025年10月25日～2028年3月31日 |
| 2回目 | 2028年 4月 1日～2030年3月31日 |
| 3回目 | 2030年 4月 1日～2032年3月31日 |

報告されなかった場合（単位不足や提出忘れを含む）は、その資格を失うものとします。

2. 提出方法と証明書類

CPE報告書の提出は、必要単位をすべて取得された時点から可能となります。

CPE報告書に必要な事項を記入し、下記の住所へ郵送にてご提出ください。

CPE報告書の締め切りは、報告対象期間末日の翌月末4月30日（消印有効）とします。

<郵送先>

〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11 VORT 京橋
一般社団法人日本内部監査協会 国際・資格課

日本内部監査協会に提出するCPE報告書には、参加・関与の証明書類の添付は不要です。証明書類の添付は不要ですが、日本内部監査協会から提出の要求があれば迅速に対応できるように、最低3年間CPE報告書のコピーと証明書類を保管してください。

日本内部監査協会に提出済みの書類についての返却・コピーの依頼は受け付けません。

※ お送りいただきましたCPE報告書の到着確認はしておりません。

また、普通郵便等で送られた書類が当会へ未着の場合の責任は負いかねます。

3. CPE報告書への記入事項

CPE報告書のフォーマットは、巻末添付、または日本内部監査協会のホームページ (<https://www.iiajapan.com/leg/certifications/kinyu/kinyu.html>) からダウンロードできます。

CPE報告書には、各カテゴリ別に下記の必要記載事項を記入してください。

- 内容（タイトル・内容など）
- 参加日
- 主催者（団体）名称
- 主催者（団体）住所
- 主催者（団体）電話番号
- CPE単位（各CPEカテゴリに応じて計算の上、記入）

4. 履行証明書の発行

本書に記載された要件を満たした資格保持者へは、履行証明書が発行されます。

IV. 監査

日本内部監査協会は、「CPE報告書」の内容に関して、サンプリングによる監査を行います。虚偽の申告が発覚した場合、金融内部監査士の称号は取り消されます。また、監査の際に証明書類が提示出来ない場合、報告内容が否認されることがあります。CPE対象活動への参加・関与の証明書類は最低3年間、各自で保管をお願いします。

< 最新情報について >

金融内部監査士は、一般社団法人日本内部監査協会が認定する資格であり、CPEガイドラインの内容は変更される場合がございます。最新情報は、一般社団法人日本内部監査協会のホームページ (<https://www.iiajapan.com/leg/certifications/kinyu/kinyu.html>) よりご確認ください。

〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11 VORT 京橋
一般社団法人日本内部監査協会 国際・資格課

Tel:03-6214-2232 Web サイト: <https://www.iiajapan.com/leg/>